

補助内容及び限度額について

耐 震 診 断

用 途	補 助 内 容	限 度 額
木造住宅 (一戸建て、併用住宅)	耐震診断に要した費用の10/11以内の額 または、補助対象建築物の延べ床面積1,100円/㎡のいずれか低い方の額	50,000円/戸
木造住宅 (長屋、共同住宅)	耐震診断に要した費用の10/11以内の額 または、補助対象建築物の延べ床面積1,100円/㎡のいずれか低い方の額	50,000円/戸
非木造住宅 (専用、併用住宅)	耐震診断に要した費用の1/2以内の額 または、補助対象建築物の延べ床面積1,100円/㎡のいずれか低い方の額	27,000円/戸
非木造住宅 (長屋、共同住宅)	耐震診断に要した費用の1/2以内の額 または、次に定める費用の1/2を超えない額のいずれか低いほうの額 ①延べ床面積1,000㎡未満のものは3,670円/㎡以内 ②延べ床面積1,000㎡以上で2,000㎡未満のものは1,570円/㎡以内 ③延べ床面積2,000㎡以上のものは1,050円/㎡以内	1,000,000円/棟
※2 特定建築物	耐震診断に要した費用の1/2以内の額 または、次に定める費用の1/2を超えない額のいずれか低いほうの額 ①延べ床面積1,000㎡未満のものは3,670円/㎡以内 ②延べ床面積1,000㎡以上で2,000㎡未満のものは1,570円/㎡以内 ③延べ床面積2,000㎡以上のものは1,050円/㎡以内	1,000,000円/棟

※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(※2) 特定建築物とは、病院、百貨店、事務所など多数の人が利用する施設で、階数が主に3階以上、延床面積千平方メートル以上のものをいう。

耐 震 設 計 ・ 耐 震 改 修

耐 震 設 計

用 途	補 助 内 容	限 度 額
木造住宅	耐震設計に要した費用の7/10以内の額 (耐震シェルター除く)	100,000円/戸

※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

耐 震 改 修

用 途	補 助 内 容	限 度 額
木造住宅	耐震改修工事 (耐震シェルター設置工事) に要した額	950,000円/戸

※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

詳しくは、都市政策課までお問い合わせください。

住まいに関する相談窓口

耐震診断・改修の相談

【一般財団法人 大阪建築防災センター】

TEL 06-6942-0190

相談場所 / 大阪市中央区谷町3-1-17 高田屋大手前ビル3階

定休日 / 土・日・祝・盆休み・年末年始

受付時間 / 10:00~16:30 (ただし、面接は毎月1回、指定日/13:30~16:30)

建築に関する全般的なアドバイス

【社団法人 大阪府建築士事務所協会】

TEL 06-6946-7065

相談場所 / 大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2階

定休日 / 土・日・祝・盆休み・年末年始

受付時間 / 9:30~17:30

ローン等に関する相談窓口

枚方信用金庫四条畷支店 TEL 072-877-1551

あなたの家の 耐震化を支援します！

大東市既存民間建築物耐震補助制度について



耐 震 診 断

大地震で建物がどのくらいの揺れに耐えられるか、建物の安全性について専門家が調べます。昭和56年以前の建物の多くは大地震に耐えるために必要な耐震性能が低いとされています。

耐 震 設 計

耐震診断の結果、建物の耐震性能が不足し、耐震改修工事をお考えの場合、耐震性について知識のある専門家へ相談を行い、耐震改修工事に必要となる設計や工事費用の見積もりを行います。

耐 震 改 修

耐震改修工事では、建物の耐震性能を高めるために必要な改修工事を行います。また、一部の部屋に木材や鉄骨等で強固な補強を行う「耐震シェルター」の設置工事についても補助対象になります。



お問い合わせ先【相談窓口】



大東市 都市経営部 都市政策課
〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号

TEL:072-872-2181

ホームページ : <http://www.city.daito.lg.jp/>

ステップ① 耐震診断

耐震診断費用を**最大5.0万円/戸**まで補助します。

※非木造住宅、特殊建築物については補助内容および限度額が異なります。
(詳しくは、裏面の「補助内容について」をご確認ください。)



耐震診断についての補助対象要件

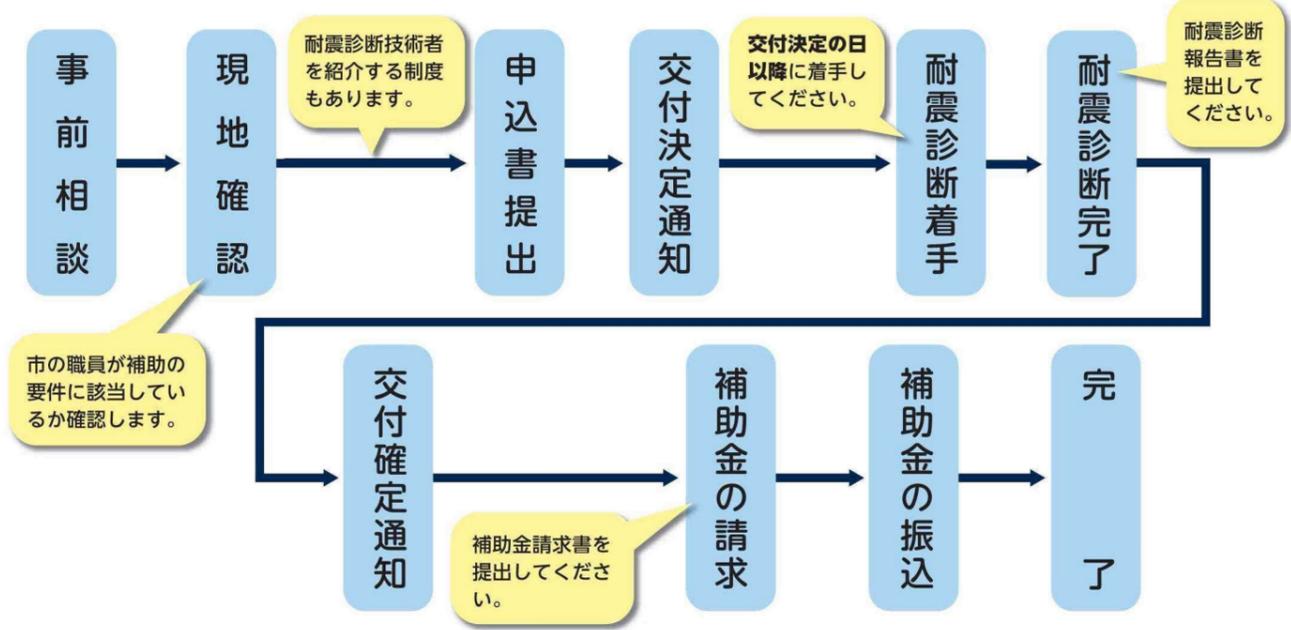
以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された建築物
- 2 既に居住している木造住宅（一戸建て住宅、併用住宅※1）、長屋住宅、共同住宅
（※1）併用住宅：住宅部分の床面積が延床面積の1/2以上を占める住宅。
- 3 補助対象建築物の所有者または管理者（区分所有者の場合）

耐震診断の結果、木造住宅については以下のように判定されます

判定表	判定
上部構造評点 1.5以上	倒壊しない
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

手続きの流れ（耐震診断）



耐震診断技術者紹介制度

耐震診断についての資格を有する「耐震診断技術者」を紹介することができます。

ステップ② 耐震設計・耐震改修

耐震設計費用を **最大10万円**まで補助します。

※耐震改修工事を行う場合のみ補助対象となります。（耐震シェルターは除く）

耐震改修工事費用（耐震シェルター含む）を **最大95万円**まで補助します。

※総合評価における上部構造評点を1.0以上まで高める場合のみ補助対象となります。（耐震シェルターは除く）



耐震設計・耐震改修についての補助対象要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅
- 2 既に居住している木造住宅（一戸建て住宅、併用住宅※1）、長屋住宅、共同住宅
（※1）併用住宅：住宅部分の床面積が延床面積の1/2以上を占める住宅。
- 3 耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が1.0未満の木造住宅
- 4 建築基準法に規定する基準等に適合している木造住宅 ※「耐震シェルター」の場合は要件に含まれません。
- 5 補助対象建築物を所有する個人
- 6 建物所有者の直近の年間の課税総所得金額が507万円以下の者
- 7 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者

手続きの流れ（耐震設計・耐震改修）

